

## 議員提出議案等　－　令和7年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第12号	議案第101号三次市特別職の職員の給与の減額に関する条例に対する附帯決議（案）	可決	11月28日
発議第13号	三次市議会議員政治倫理条例（案）	可決	12月12日
発議第14号	三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）	可決	12月12日
発議第15号	芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書（案）	可決	12月12日
発議第16号	非核三原則の堅持を求める意見書（案）	可決	12月12日
発議第17号	地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案）	可決	12月12日
発議第18号	物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）	可決	12月12日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和7年11月28日

三次市議会議長 様

提出者

議員 小田 伸次

〃 宮戸 稔

〃 新田 真一

〃 掛田 勝彦

〃 中原 秀樹

議案第101号三次市特別職の職員の給与の減額に関する条例に  
対する附帯決議（案）の提出について

会議規則第14条の規定により、附帯決議（案）を次のとおり提出する。

議案第101号三次市特別職の職員の給与の減額に関する条例に  
対する附帯決議（案）

当該条例は、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、事務手続きの誤りによって交付金の一部が収入できなかつたことに対し、管理責任者の責任を明確にするため、市長・副市長の給料月額を減額するものである。

この度の事務手続きの誤りについては、国と地方自治体の制度及び事務手続きに違いがあるにせよ、作業の慣れによる思い込みやチェック不足が重なつた中で起つたもので、行政としてのプロ意識の欠落、また、組織のチェック機能不全が原因と考えられる。

社会福祉施設等物価高騰対策支援事業やひとり親世帯生活応援金事業等、事業そのものは実施されてはいるが、予定していた交付金が受け取れなかつたことにより、一般財源の持ち出しが発生し、市民福祉の向上における貴重な財源が失われたことは間違いない。

この間、議員個々にも多くの市民から市政に対する不信感を伴う厳しい意見が届いており、議会として、示されたこの管理者責任について、受け取れなかつた交付額にどうしても関連付けてしまい、軽すぎるのでないかという意見や到底納得できる内容ではないとする市民感情も含め、幾度となく会派代表者会議等を開催し、議論を重ねてきた。

しかしながら、議会はこの提案された議案に示された責任の多寡を判断しうる絶対的な根拠を示すことはできない。

よつて、今回の事案は決して許されるものではないが、執行部においては猛省し、また教訓とすることで、今後、二度と同じ誤りを繰り返すことのないよう次の事項を強く要請する。

- 1 今回の事務執行の原因分析を厳密に行うこと
- 2 組織全体としての再発防止策の構築を行い、リスク管理を徹底すること
- 3 県内他市町でも誤った事務手続きが発生していることを鑑み、再度、県との

連携を確認すること

4 引き続き説明責任を果たすとともに、市長を先頭に全職員の格段の努力により、市民の信頼を回復すること

以上ここに決議する。

令和7年11月28日

三次市議会

令和7年12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宮戸 稔

〃 藤井 憲一郎

〃 新田 真一

〃 増田 誠宏

〃 中原 秀樹

〃 山田 真一郎

〃 國重 清隆

〃 細美 克浩

三次市議会議員政治倫理条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

## 三次市議会議員政治倫理条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、三次市議会基本条例（平成22年三次市条例第14号）第20条の規定に基づき、政治倫理の確立のため、三次市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理基準その他必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### （議員の責務）

第2条 議員は、市政に係る権能と責務を深く自覚し、次条の政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、広く、かつ、高い識見を養うとともに、その品位の保持に努め、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に、率先して事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

### （政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員の職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 議員の地位を利用した金品等の授受をしないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものに出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市等の職員の公平な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による

影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (5) 市等の職員の人事に介入しないこと。
- (6) 人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 公正な議員活動を妨げる要求に屈しないこと。
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令で定めた寄附、飲食物の供与その他不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (9) 発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持ってを行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (10) 職務上知り得た秘密を不正に利用しないこと。

(請負額の報告義務等)

第4条 議員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下の請負をしたときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過するまでの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における当該請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる請負ごとの総額の合計額

- 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。
- 3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があった場合にあ

っては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

4 第1項の規定による報告及び第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

5 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(審査の請求)

第5条 第3条に規定する政治倫理基準若しくは前条に規定する請負額の報告義務等に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反している議員があると認めるととき、又はその疑惑を解明する必要があるときは、次に定める者の代表者から議長に対し、当該違反を疑うに足りる事実を証する文書等又は疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 市民等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者）にあっては、その総数の100分の1以上の連署をもってする者

(2) 議員にあっては、その定数の8分の1以上の連署をもってする者

(審査の適否及び審査特別委員会の設置)

第6条 議長は、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会の委員であるときは、当該議員はその協議に加わることができない。

3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。

4 議長は、審査請求が適当との報告を受けたときは、議会に諮って、三次市議会議員政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

5 この条例に定めるものほか、委員会の組織及び運営については、三次市議会委員会条例（平成16年三次市条例第266号）の定めるところによる。

(政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査)

第7条 委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査するものとする。

- 2 委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。
- 3 委員会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えるべきである。
- 4 委員会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

（審査結果の公表）

第8条 議長は、委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求の代表者及び審査対象議員に対し、その内容を通知するとともに、速やかにその概要を公表しなければならない。

（審査結果に対する措置）

第9条 議会は、委員会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じることができる。

- 2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

（議員の協力義務）

第10条 議員は、委員会から審査に必要な文書等の提出又は委員会への出席を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（職務関連犯罪等の有罪確定後の措置）

第11条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの規定及び第198条の規定に定める罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定その他の法律の規定に該当することにより失職する場合を除き、議会はその名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代行)

第12条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長とともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例による議長の職務を代行するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年4月1日から始まる会計年度における請負から適用する。

令和7年12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宍戸 稔

〃 藤井 憲一郎

〃 新田 真一

〃 増田 誠宏

〃 中原 秀樹

〃 山田 真一郎

〃 國重 清隆

〃 細美 克浩

三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

(案) の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例(案)を次のとおり提出する。

## 三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、三次市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が市議会の会議等の長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の支給について、三次市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年三次市条例第65号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。
  - ア 三次市議会の定例会及び臨時会の本会議
  - イ 三次市議会委員会条例（平成16年三次市条例第266号）に定める委員会
  - ウ 三次市議会会議規則（平成24年三次市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第104条に規定する委員会による委員の派遣
  - エ 会議規則第160条第1項に規定する協議等の場
- (2) 長期欠席 疾病その他の事由により90日を超える期間にわたり市議会の会議等を全て欠席することをいう。

### （長期欠席に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったとき（長期欠席の事由と同様の事由により現に市議会の会議等を欠席している場合を含む。）は、遅滞なく、別に定める様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ができるものとする。

- 2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出があった場合において、議長が必要と認めるときは、当該議員等に医師が作成した診断書等の提出を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条及び第3条に定める議員報酬の額に前条第1項の規定による届出があった日（その日前から長期欠席の事由と同様の事由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日）から医師が作成した診断書等により会議等に出席が可能になった日などの前日までの期間（以下「長期欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席期間	減額割合
90日を超える365日以下であるとき。	100分の20
365日を超えるとき。	100分の100

- 2 前項の規定による議員報酬を減額する期間は、長期欠席期間が90日を経過する日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から当該長期欠席期間の末日の翌日の属する月の翌月分（末日の翌日が月の初日であるときは、末日の翌日の属する月）までとする。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額する場合において、長期欠席期間が90日又は365日を経過した日が月の中途であって、月の途中に減額割合が変更となったときは、当該変更となった日の属する月の翌月分の議員報酬から変更後の減額割合を適用する。

(期末手当の減額)

第5条 基準日（6月1日及び12月1日をいう。第8条において同じ。）以前6月以内の期間（以下この条において「算定期間」という。）において、前条の規定により議員報酬が減額されて支給された月がある場合における期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により算定される期末手当の額から、当該額に長期欠席期間（当該算定期間の末日において市議会の会議等に出席しない状態が継続しているときは、市議会の会議等を欠席した日から当該算定期間の末日までの期間）の区分に応じ前条第1項の表に定める減額割合（当該算定期間に

において複数の減額割合の適用を受ける場合は、そのうちいずれか高い減額割合) を乗じて得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第6条 議員が次に掲げる事由により長期欠席した場合は、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 公務上の災害（三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年三次市条例第63号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。）
- (2) 出産（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から当該出産日の後8週間を経過する日までの範囲内の期間に係るものに限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) 災害その他の事故等の場合で、議長がやむを得ないと認める事由（議員報酬の支給停止）

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分による身体の拘束が解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。），当該逮捕等の期間の日数を基礎として日割により計算して得た額の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の場合においては、当該議員に対し、当該逮捕等の期間の属する月の翌月の議員報酬の額（第4条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の議員報酬の額。以下この項において「翌月の議員報酬の額」という。）から前項の規定による支給停止に係る額（その計算の基礎となる議員報酬の額について第4条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の額について前項の規定により計算して得た額。以下この項において「支給停止額」という。）を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬の額から支給停止額を差し引いて支給することができないときは、当該議員又は議員であった者は、当該支給停止額に相当する額を返納しなければならない。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合にあって、基準日において、なお当該支給の停止が継続しているとき、又は保釈により当該支給の停止が一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を日割により停止する。

(支給停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。なお、その該当することとなった日において議員の職を離れている者についても、同様とする。

- (1) 公訴を提起しない処分があったとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

(支給停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、これを支給しない。

(疑義の決定)

第11条 第6条の規定の適用について疑義が生じたときは、議会運営委員会に諮問し、答申を得て、議長が決定する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宍戸 稔

〃 伊藤 芳則

〃 弓掛 元

〃 藤井 憲一郎

〃 徳岡 真紀

〃 中原 秀樹

〃 山田 真一郎

芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国  
の取組を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提出先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長

発議第15号

芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国  
の取組を求める意見書（案）

芸備線は、岡山県新見市の備中神代駅から広島県広島市の広島駅に至る西日本旅客鉄道の鉄道路線であり、開業以降、広島県及び岡山県の中山間地域をはじめとする地方の公共交通を支えてきた。しかし、利用者減少に伴い、備後庄原駅（庄原市）～備中神代駅（岡山県新見市）の区間のあり方について、再構築協議会が設置され、新たな協議が行われている。

芸備線をはじめとするローカル線は、これまで日常生活の移動や市内外からの誘客、災害発生時の輸送手段として極めて重要な役割を担ってきただけでなく、国土の保全などの多面的機能を持ち、都市機能を補完する役割を持つ中山間地域の発展に寄与することで、国全体の活力の維持・発展につなげてきた。また、本市においても、市民の通勤通学だけでなく、観光など地域の発展に大きく貢献してきた。

このように芸備線をはじめとするローカル線は、国の交通政策及び地域のまちづくりの根幹として適切に維持されるべきであると考える。

よって、国において芸備線をはじめとするローカル線の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1　国として、持続可能なまちづくり及び中山間地域づくりの観点も踏まえ、芸備線をはじめとするローカル線について、将来の国のある方を見据えた交通政策としての位置づけを明らかにすること。

2 国として、県、市町村、地域等が行う、ローカル線の利用促進や地域での活用を推進する取組へのより一層の支援を行うこと。また、鉄道事業者に対し、こうした取組に協働して取り組むよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宮戸 稔

〃 伊藤 芳則

〃 弓掛 元

〃 藤井 憲一郎

〃 徳岡 真紀

〃 中原 秀樹

〃 山田 真一郎

非核三原則の堅持を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

発議第16号

### 非核三原則の堅持を求める意見書（案）

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器の悲惨さと非人道性を世界に訴えてきた。

広島・長崎への原爆投下から80年が経過した今日においても、核兵器の脅威は未だに高まりつつあり、核軍縮・不拡散体制は揺らぎを見せている。

こうした状況の中、我が国が長年にわたり国是としてきた「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、平和国家としての根幹を支える極めて重要な理念である。この原則の堅持は、国際的信頼の確保と、核兵器廃絶をめざす世界的な取組に対する強い意志表明である。

さらには、昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しており、その授賞理由は「被爆者による体験の語りと草の根活動を通じて、核兵器のない世界の実現を訴え続けてきたこと」にある。この受賞は、被爆者が長年にわたり発信してきた声が国際的に高く評価されたものであり、核兵器廃絶への強いメッセージである。

被爆地・広島県に所在する本市として、被爆者の証言に込められた平和への意志を深く受け止め、非核三原則の堅持は単なる外交政策ではなく、我が国の「責務」であり「誓い」であると確信する。

よって、政府に対して次のことを強く要請する。

1 非核三原則を国是として、いかなる状況においても撤回・修正しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宍戸 稔

〃 藤井 憲一郎

〃 新田 真一

〃 中原 秀樹

〃 山田 真一郎

〃 國重 清隆

〃 細美 克浩

地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続  
への支援を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第17号

地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続  
への支援を求める意見書（案）

国による医療費削減政策が押しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず昨今の物価上昇に対応していない。また、医療・介護従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっている。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。お産ができる病院がない市町村も全国で1042市町村を超えている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らした。今後、医療機関がなくなり、医療を受けられない地域がさらに広がることが強く懸念される。

地域住民が、必要な時に必要な医療を受けることは、憲法第25条で保障された権利である。人権としての医療へのアクセス権を保障するため、医療機関の維持存続に思いきった財政措置が必要である。国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療を受けることができるよう、次の事項を強く要望する。

- 1 医療機関が突然閉鎖し、地域住民の医療に困難が生まれることがないよう、速やかに必要な対策を講じること
- 2 医療機関が健全な経営を維持できるよう、医療・福祉に対する税金の使い方の優先順位を引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会議長 様

提出者

議員 宍戸 稔

〃 藤井 憲一郎

〃 新田 真一

〃 山田 真一郎

〃 國重 清隆

〃 細美 克浩

物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

発議第18号

### 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）

2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%，名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率とともに名目賃金変動率の2.3%を適用した。しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度の調整（削減）分0.4%を削減したことである。67歳以下、68歳以上の改定者とともに1.9%のプラス改定になったが、物価との関係でみれば、実質的には0.8%の減額となる。実に第二次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となった。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしている。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっている。

高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てである。年金額が、家計消費に占める割合の高い世帯も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっている。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼす。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めている。

よって、次の事項について強く要望する。

- 1 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会